



## 《会計・税務の知識》

## 青色申告の承認申請について

今回は、お問合せいただいた内容の中から「青色申告の承認申請書」の提出を失念してしまった場合について解説をします。

## ●そもそも青色申告とは

青色申告とは、確定申告書やその申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出できる制度です。青色申告では、税務上様々な特典を認めています。

## ●青色申告の特典

代表的なものとして「欠損金の繰越控除」が挙げられます。これは、青色申告書を提出する事業年度で発生した欠損金の金額を翌期以降7年間に繰越することができるというもので、結果として翌年以後の事業年度において赤字と黒字を通算して税額計算ができるというものです。

## ●青色申告制度を利用するためには

新規に設立した法人の場合、

- 1) 設立の日以後3か月を経過した日
- 2) 設立第1期の事業年度終了の日

のうちいずれか早い日の前日までに「青色申告の承認申請書」を所轄税務署長に提出するものとされています。また、第2期以降は事業年度開始の日の前日までがその提出期限とされています。

## ●青色申告の承認申請書の提出を忘れてしまった！

設立初年度においては、売上があがらないのに、人件費や家賃等の経費がかさみ、どうしても赤字になることが多いのですが、この青色申告の承認申請書の届出時期を誤ってしまうと、翌年以降の税金計算に大きく影響してきますので、特に注意が必要です。

もし、設立初年度の青色申告の承認申請書の届出を忘れてしまい、第1期の申告書の提出と同時に届出た場合には、どうなるのでしょうか。

この場合、青色申告の承認の効力は第3期から

発生することになるため、第1期及び第2期において発生した赤字は当然第3期以降に繰り越すことができません。

そのため、第3期にはじめて黒字が発生したとしても、第1期と第2期の赤字は全て切り捨てられ、第3期の黒字に対して課税がされることとなります。

## ●失念していることに気づいた場合の対応について

それでは、設立後3ヶ月を経過した時点で、青色申告の承認申請書の届出を失念していることに気づいた場合、どのように対応すればよいのでしょうか。

すぐに税務署長に申請書の届出をしたとしても、青色申告の効力は第2期からであるため、その後第1期中に発生した赤字は、欠損金の繰越対象にすることはできません。

このような場合には、すみやかに事業年度の変更手続きを行い、その決算日までに申請書の届出を行うことが有効です。事業年度の変更については、定款の変更と株主総会議事録の作成が必要ですが、登記自体は必要ありません。

開業後1年も経過しないうちに、第2期を迎えることとなりますが、第2期は青色申告の承認の効力があるため、第2期に欠損金が発生しても、その欠損金は繰り越すことができるようになります。

言い換えると、当初の事業年度のままでは、やむなく切捨対象となってしまう第1期の欠損金のうち、届出書の失念に気づいた時以降に発生する欠損金相当額を、事業年度の変更手続きにより、青色申告の対象となる第2期分に取り込むことができるようになります。

如何でしょうか、もしこのような事態になっても慌てず、顧問の会計事務所にご相談ください。

もちろん、私どもへのご相談もお待ちしております！